

# 日星グループ グリーン調達基準書 改訂 29

日星電気株式会社

品質管理部品質・環境システム課

## 1. 目的

この基準書はグリーン調達を推進し、環境に配慮した製品をお客様にお届けすることにより、地球環境の保全に貢献することを目的とします。

この目的を達成するために当社製品を構成する資材、又は製造に使用される資材に含有する環境管理物質について、使用を禁止する物質、管理を必要とする物質を明確にし、管理方法を定め、仕入先様に周知徹底していただき、弊社が資材を購入する際に使用禁止物質が混入しない手順を定めます。

## 2. 適用範囲

### 2-1. 適用事業所

本基準は

- 日星電気株式会社 (NEJ)
- NISSEI ELECTRIC VIETNAM CO., LTD. (NEV)
- NISSEI ELECTRIC MYTHO CO., LTD. (NEM)
- NISSEI ELECTRIC HANOI CO., LTD. (NEH)
- NISSEI ELECTRIC (THAILAND) CO., LTD. (NET)
- NISSEI ELECTRIC (H.K.) CO., LTD. (NEHK)
- NISSEI ELECTRIC INDIA PRIVATE LIMITED (NEI)
- NISSEI ELECTRIC (SINGAPORE) PTE. LTD. (NESG)

を総称した日星グループ全体を適用範囲とします。

### 2-2. 資材の適用範囲

資材の適用範囲	
①	半製品 : 機能ユニット、モジュール、ボードAssy等の組立部品など
②	部品 : 電気部品、機構部品、半導体デバイス、プリント配線板 客先で出荷時に使用する包装材 : 個装箱、梱包箱、ラベル、印刷インキ・塗料、木枠、トレイ、袋、緩衝材、シート、ラップ、段ボール、テープ、結束バンド、 <b>保護キャップ</b> など
③	材料 : ゴムコンパウンド、顔料、樹脂、インク、芯線、芯金など
④	製品 : 日星グループが設計・製造する製品
⑤	取扱説明書
⑥	日星グループで生産した製品を客先に納入する時、配送・保護に用いる客先で出荷時に使用しない包装材 : 個装箱・梱包箱、ラベル、印刷インキ・塗料、木枠、トレイ、袋、緩衝材、シート、ラップ、段ボール、テープ、結束バンド、 <b>保護キャップ</b> など
⑦	⑦はRoHS指令2011/65/EU (Annex II改定指令(EU)2015/863を含む)のみ適用します。 日星調達品の納入時に配送・保護のために用いられている包装材で、日星グループ社内で廃棄される包装材。 上記⑥以外の生産で使用する「副資材消耗品・備品」及び「設備治具」のうち、製品と接触する資材。 ここで「副資材消耗品」とは生産で使用するが製品の部品や材料にならないもので、1回限りで使い切ってしまう、使うにつれて量が減ってしまうもの: 研磨紙、研磨剤、洗浄剤、処理剤、固定テープ、ゴム手袋、指サック、不織布、ブラシなど 「備品」とは耐用年数が概ね1年以上で、長期間にわたりその形状を変えずに繰返し使用できるもの: 棚、作業机、トレイ、コンテナ、溶剤容器など。

## 2-3. 適用除外

事務機器用品、建物等、販売目的外の物品への適用は除外します。

## 3. 用語の定義

表3-1 用語

	用語	定義
①	環境管理物質	<p>部品・デバイス等に含有される物質のうち、地球環境と人体に著しい環境影響(側面)を持つと、日星グループが判断して仕入先様へ伝達した物質。</p> <p>禁止物質: 現行法規制あるいは顧客要求により使用を禁止された物質、含有濃度の上限が決められている物質。表4-1-1①、③参照。</p> <p>管理物質: chemSHERPA 管理対象物質のうち禁止物質以外の物質。使用を禁止するものではないが含有量の把握の必要な物質。顧客要求や法規制の動向を考慮して管理を強化している物質。</p>
②	含有	<p>物質が意図的であるか否かを問わず、製品を構成する部品または、それらに使用される均質材料中に、添加、充填、混入または付着することをいいます。(加エプロセスにおいて意図せずに製品に混入又は付着する場合を含む)</p> <p>複数社購買を行っている場合は、含有量が最も高い数値について報告を行います。</p>
③	不純物	<p>天然素材中に含有され工業材料としての生成過程で技術的に除去しきれない物質(Natural impurity)、または合成反応の過程で生じ技術的に除去しきれない物質。</p>
④	隔離運用	<p>客先要求または性能上、環境管理物質(使用禁止物質)を含む材料を使用しなくてはならない場合に、受入から出荷まで他の製品と混合しないように運用することをいいます。</p>
⑤	SDS	<p>SDSは日本のPRTR法で、第一種・第二種指定化学物質を1wt.%以上(但し、特定第一種のみ0.1wt.%以上)含有する製品であり、化学薬品・染料・塗料・溶剤等が提出を義務付けられています。</p>
⑥	高精度分析データ	<p>高精度分析データについては、4-2 分析方法参照。</p>
⑦	管理値	<p>受け入れ検査または定期検査で超過した場合に仕入先に連絡し、是正を求める基準値。</p>

## 4. 環境管理物質

### 4-1. 環境管理物質

#### 4-1-1. 禁止物質

国内および海外における法規制、もしくは顧客要求を基に表4-1-1①に規定します。

除外する場合は、必ず文書で通達し仕入先と取り交わす購買仕様書に明記することとします。

表中の値は、非意図的であっても超過してはいけません。

また、RoHS指令2011/65/EU（Annex II 改定指令（EU）2015/863を含む）で規定される禁止物質の分析方法は4-2項参照。

表4-1-1① 禁止物質 一覧表

大分類	使用禁止物質 (意図的含有を禁止する物質)	許容濃度 (ppm 未満)	管理値 (ppm 未 満)	規制対象	背景法令
金属及び 金属化合物	1 カドミウム及びその化合物	5	5	プラスチック、ゴム、塗料・インキ、ガラス	RoHS 指令 包装・包装廃棄物指令
		20		ハンダ	
		表 4-1-3		包装材	
		75	60	上記以外全ての用途	
	2 六価クロム化合物	表 4-1-3		包装材	RoHS 指令 包装・包装廃棄物指令
		1000	800	上記以外全ての用途	
	3 鉛及びその化合物	40	-	電池	RoHS 指令 包装・包装廃棄物指令
		100	80	プラスチック・ゴム	
		500	450	鉛フリーハンダ、電気メッキ及びその材料	
		1000	750	上記以外の金属	
		表 4-1-1②		適用除外	
	4 水銀及びその化合物	表 4-1-3		包装材	RoHS 指令 包装・包装廃棄物指令
		1000	800	上記以外全ての用途	
	5 酸化ベリリウム	意図的使用禁止		全ての用途	顧客要求
6 塩化コバルト	意図的使用禁止		乾燥剤のインジケータ	REACH 制限物質	
7 三置換有機スズ化合物	意図的使用禁止、 1000 (スズ換算含有濃度)		全ての用途	REACH 制限物質	
ビス(トリブチルスズ)=オキンド (TBTO)	含有禁止		全ての用途	化審法	
8 ジブチルスズ化合物	1000 (スズ換算含有濃度)		全ての用途	REACH 制限物質	
9 ジオクチルスズ化合物	1000 (スズ換算含有濃度)		①皮膚に接触する織物・手袋・履物 ②壁紙・床材 ③子供用製品・おもちゃ ④二液室温硬化型成型材キット		
10 ニッケル及びその化合物	0.5µg/cm <sup>2</sup> /週		直接かつ長時間にわたり皮膚に接触することが想定される成形品	REACH 制限物質	
塩素・臭素系 有機化合物	11 ポリ臭化ビフェニル類(PBB 類)	1000	800	全ての用途	RoHS 指令
	12 ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE 類)	1000	800	RoHS 指令対象機器	RoHS 指令・POPs 規則 TSCA
10		上記以外全ての用途			

13 ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)	含有禁止	全ての用途	化審法第一種
14 ポリ塩化ナフタレン(PCN 塩素数が1以上)	含有禁止	全ての用途	POPs 規則 化審法第一種
15 ペンタクロロフェノール(PCP) 又はその塩若しくはエステル	含有禁止	全ての用途	化審法第一種
16 ポリ塩化ターフェニル(PCT)	50	全ての用途	REACH 制限物質
17 短鎖型塩化パラフィン SCCP (炭素数 10~13)	1000 意図的使用禁止	全ての用途	POPs 規則 化審法第一種
18 中鎖型塩化パラフィン MCCP (炭素数 14~17)	1000	全ての用途	POPs 条約
19 ヘキサブロモシクロデカン	意図的使用禁止 100	全ての用途	化審法第一種 POPs 規則
20 ペンタクロロベンゼン	意図的使用禁止	全ての用途	化審法第一種
21 ヘキサクロロベンゼン	意図的使用禁止	全ての用途	化審法第一種
22 ポリ塩化ビニル(PVC)	意図的使用禁止	全ての用途 適用除外：当社指定の購入材料	顧客要求
23 塩素系有機溶剤	意図的使用禁止	全ての用途	顧客要求
24 リン酸トリス(2-クロロエチル)(TCEP) リン酸トリス(1-メチル-2-クロロエチル)(TCPP) リン酸トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル)(TDCPP)	1000	全ての用途	米国国内法
25 1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-ドデカクロロペンタシクロ [12.2.1.16,9.02,13.05,10]オクタデカン-7,15-ジエン (デクロランプラス)異性体含む	含有禁止	全ての用途	POPs 規則 化審法第一種
26 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)、その塩	意図的使用禁止かつ PFOS とその塩 合計 25ppb 関連物質合計 1000ppb	全ての用途	化審法第一種 POPs 規則
27 ペルフルオロ(オクタン-1-スルホニル)=フルオリド(PFOSF)			POPs条約 化審法第一種
28 ペルフルオロオクタン酸(PFOA)、その塩 PFOA 関連物質	意図的使用禁止 合計 25ppb 合計 1000ppb	全ての用途 ※1	化審法第一種 POPs 規則
29 PFHxS、その塩 PFHxS 関連物質	意図的使用禁止かつ 合計 25ppb 合計 1000ppb	全ての用途 ※1	化審法第一種 POPs 規則
30 PFHxA、その塩 PFHxA 関連物質	合計 25ppb 合計 1000ppb	履物と、衣類および関連するアクセサリに使用される織物、皮革、毛皮 ※1	REACH 制限物質
31 PFCA(C9-C14)、その塩 PFCA(C9-C14)関連物質	合計 25ppb 合計 260ppb	全ての用途 ※1	REACH 制限物質
32 PFCA(C9-C21)、その塩 PFCA(C9-C21)関連物質	意図的使用禁止	全ての用途 ※1	POPs 条約
33 長鎖ペルフルオロアルキルカルボキシレート(LCPFAC)	意図的使用禁止	全ての用途	TSCA 第5条重要新規用途規則(SNUR)
34 アスベスト類	意図的使用禁止 1000	全ての用途	REACH 制限物質 安衛法
35 アゾ染料・顔料 *3 (特定アミン表 4-1-1③を発生するもの)	30	直接皮膚や口腔に長時間接触する可能性がある織物、革製品	REACH 制限物質

その他

36 2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール(UV-320)	含有禁止		全ての用途	化審法第一種
37 ホルムアルデヒド	気中濃度 0.05 未満		木材・織物製品	REACH 制限物質
	気中濃度 0.06 未満		上記以外の全て	
38 フマル酸ジメチル	0.1		全ての用途	REACH 制限物質
39 放射性物質	意図的使用禁止		全ての用途	原子炉規制法
40 温室効果ガス HFC、PFC、SF6 (京都議定書)	意図的使用禁止		全ての用途	京都議定書
41 オゾン層破壊物質 (モントリオール議定書記載全物質の CFC 類、1,1,1-トリクロロエタン、四塩化炭素、ハロン、HBFC 類、臭化メチル、プロモクロロメタン、HCFC 類、代替フロン HFC)	意図的使用禁止		全ての用途	モントリオール議定書
42 N-フェニルベンゼンアミンとスチレン、2,4,4-トリメチルペンテンの反応生成物(BNST)	意図的使用禁止		全ての用途	顧客要求
43 黄リン	意図的使用禁止		全ての用途	安衛法
44 多環芳香族炭化水素(PAHs)	0.5		直接皮膚や口腔に長期や繰返し接触するゴムやプラスチック部分を含む成形品	REACH 制限物質
45 フタル酸エステル (DINP,DIDP,DNOP)	1000		子供により口の中に入れられる可能性がある玩具及び育児用成形品 ※2	REACH 制限物質
46 フタル酸ジブチル(DBP) フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)(DEHP) フタル酸ブチルベンジル(BBP) フタル酸ジイソブチル(DIBP)	4 種合計で 1000	300	全ての用途 ※2	REACH 制限物質 (RoHS 指令)
	4 種合計で 100			2-2. 材料の適用範囲の②、⑥の包装材
47 オクタメチルシクロテトラシロキサン(D4) デカメチルシクロペンタシロキサン(D5) ドデカメチルシクロヘキサシロキサン(D6)	1000		・ 洗い落とす化粧品 ・ 0.1wt%以上含有する物質 および混合物 適用除外：シリコーンポリマー自体の構成成分	REACH 制限物質
48 赤燐	意図的使用禁止		全ての用途	顧客要求
49 リン酸トリス(イソプロピルフェニル) (PIP(3:1))	意図的使用禁止		全ての用途	TSCA PBT 物質
50 ペンタクロロチオフェノール (PCTP)	10000		全ての用途	TSCA PBT 物質
51 2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール(UV-328)	含有禁止		全ての用途	POPs 規則 化審法第一種
52 ピグメントバイオレット-29	意図的使用禁止		全ての用途	TSCA 第一次優先 10 物質、顧客要求
53 芳香環 1~7 個の芳香族炭化水素 鉱物油(MOAH)	インク中1000ppm		材料の適用範囲②、⑥の包装材、⑤の印刷物	フランス循環経済法
芳香環 3~7 個の芳香族炭化水素 鉱物油(MOAH)	インク中1ppm			
炭素数 16~35 個の飽和炭化水素 鉱物油(MOSH)	インク中1000ppm			

54 ビスフェノール A(BPA)	200	感熱紙、包装材	REACH 制限物質
55 ビスフェノール S	200	感熱紙、包装材	顧客要求
56 REACH 認可対象物質 ANNEX XIV	1000	全ての用途	REACH 認可対象物質
57 GADSL に定める物質で、分類“P”の物質および分類“D/P”のうち禁止の用途・仕向けに該当するもの	GADSL 参照	<a href="https://www.gadsl.org/">https://www.gadsl.org/</a>	GADSL

※1 フッ素系材料は、製造元に原料・製法上のリスクが無いことを確認してください。

※2 併行生産・輸送・保管等による不純物混入及び接触移行のリスクについて考慮してください。

表4-1-1② RoHS適用除外項目の除外カテゴリと期限

No.	除外項目	適用除外期限
6(a)-I	機械加工用途の鋼材中に合金成分として0.35wt%まで含有する鉛	全カテゴリ2027年6月30日※
6(b)-I	鉛含有アルミニウムスクラップのリサイクルに由来するアルミニウムに合金元素として含まれる0.4wt%までの鉛	カテゴリ1~7, 10 : 2026年12月11日 カテゴリ9, 11 : 2027年6月30日
6(b)-II	機械加工用途のアルミニウム合金元素として含まれる0.4wt%までの鉛	カテゴリ9, 11 : 2027年6月30日※
6(c)	鉛含有率が最大4.0wt%までの銅合金	全カテゴリ2027年6月30日※
7(a)	高融点ハンダに含まれる鉛（鉛含有率が85wt%以上の鉛ベースの合金）	全カテゴリ2027年6月30日※
7(c)-I	コンデンサ用の誘電体セラミック以外のガラスまたはセラミック、もしくはガラスまたはセラミックを母材とする化合物中に鉛を含む電気電子部品	全カテゴリ2027年6月30日※
13(a)	光学用白色ガラスに含まれる鉛	カテゴリ1~10※

※適用除外の有効期限は再審査、法改正等により変更される可能性があります。

表4-1-1③ アゾ化合物の分解により発生してはならないアミン一覧

CAS No	アミン
60-09-3	4-アミノアゾベンゼン
90-04-0	o-アニシジン
91-59-8	2-ナフチルアミン
91-94-1	3,3'-ジクロロベンジジン
92-67-1	4-アミノビフェニル
92-87-5	ベンジジン
95-53-4	o-トルイジン
95-69-2	4-クロロ-2-メチルアニリン
95-80-7	2,4-トルエンジアミン
97-56-3	o-アミノアゾトルエン
99-55-8	5-ニトロ-o-トルイジン
101-14-4	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン
101-77-9	4,4'-メチレンジアニン
101-80-4	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル
106-47-8	p-クロロアニリン
119-90-4	3,3'-ジメトキシベンジジン
119-93-7	3,3'-ジメチルベンジジン
120-71-8	2-メトキシ-5-メチルアニリン
137-17-7	2,4,5-トリメチルアニリン
139-65-1	4,4'-ジアミノジフェニルスルフィド
615-05-4	2,4-ジアミノアニソール
838-88-0	4,4'-ジアミノ-3,3'-ジメチルジフェニルメタン

## 4-1-2. 管理物質

chemSHERPA 管理対象物質のうち4-1-1. 禁止物質で規定した物質以外で含有の把握が必要な物質です。

ただし、禁止物質のうち日星グループが指定したPVC材料および赤燐含有材料は管理物質とし、chemSHERPA にて報告することとします。

特に表4-1-2の物質については、含有率に関わらず報告することとします。

表4-1-2 特に報告を要する管理物質

No.	物質/物質群名	CAS番号	閾値	背景法令
1	デカブロモジフェニルエタン	84852-53-9	設定無し	カナダ環境保護法 (CEPA)
2	PFAS (2-2. 資材の適用範囲⑥に列挙している物品が対象。当社へ納入時に使用する包装材料は除きます。)	-	設定無し	・米国特定州 包装材料有害物質規則 ・個別要求

## 4-1-3. 包装材料

2-2. 材料の適用範囲の②、⑥の包装材料に関しては、表4-1-1①に加えて表4-1-3も適合するものとする。

表4-1-3に示す包装材料のうち、当社にて廃棄されるものは除きます。

表4-1-3に示す包装材料は一例であり、必要に応じて別途調査を依頼することがあります。

表4-1-3 包装材料（把手、ポリ袋、クッション、ラップ、ホイル、トレイ、リール、結束バンド、保護キャップなど）

物質名：重金属（水銀、カドミウム、六価クロム、鉛）	
対 象	納入禁止時期
許容濃度： 水銀、カドミウム、六価クロム、鉛の重金属の許容濃度は、包装を構成する均質材料である各部材・インキ・塗料毎にて、重金属の合計100ppm未満とします。ただし、プラスチック(ゴムを含む)、塗料、インキの部位におけるカドミウム、鉛の許容濃度はカドミウム化合物、鉛及び鉛化合物の規程も満足することとします。 (主なプラスチック部位：把手、ポリ袋、クッション、ラップ、ホイルおよびトレイ、リール、テープ、マガジンスティック(ストッパを含む)、バルクケース、結束バンド、保護キャップなど)	
(1) 六価クロムについては、まず総クロム量として分析し、4元素合計で100ppm未満であることを確認します。この場合、カドミウムや鉛と同時の前処理でよいこととします。	
(2) 4元素合計で100ppm以上の場合、カドミウム・鉛・水銀(以下3元素)の合計が100ppm未満であることを確認します。3元素合計が100ppm以上の場合は不適合とします。	
(3) 3元素合計100ppm未満の場合、クロムが六価クロムかどうかの検出判定を行い、六価クロムが検出されなければ適合とします。	
測定基準：分析方法 4-2項に準じます	

4-2. RoHS指令2011/65/EU (Annex II 改定指令 (EU) 2015/863を含む) で規定される禁止物質の分析方法分析規格についてはIEC62321に準拠していること。

また、分析機関はIEC17025認定試験所であることとします。

## 5. 購入材料の化学物質調査のお願い

## 5-1. 調査対象物質

調査対象物質は、日星グループが定めた禁止物質群、管理物質群および包装材料です。

4-1-1 禁止物質

4-1-2 管理物質

4-1-3 包装材料

なお、弊社顧客要求に対応するために上記以外の化学物質調査を依頼することがあります。

## 5-2. 調査対象製品名

調査対象製品名は、現在正式に両者で取り交わされた製品名とします。

製品名の変更や製造中止の場合は、日星グループに納品する製品名の変更をお願い致します。

## 5-3. 調査様式

### 5-3-1. 汎用

chemSHERPA AI または chemSHERPA CI (以下、chemSHERPA) と不使用保証書の組み合わせを標準とします。  
chemSHERPA に対応できない場合は、別途ご相談ください。

chemSHERPA に関する詳細は、下記団体のホームページをご確認ください。

【chemSHERPA】 <https://cmp-consortium.com/chemsherpa/tool>

### 5-3-2. 車載関係 (当社指定時)

IMDS と不使用保証書の組み合わせを標準とします。

IMDS に関する詳細は、下記団体のホームページをご確認ください。

【IMDS】 <https://www.mdsystem.com/imsnt/startpage/index.jsp>

## 5-4. 使用禁止物質を含有している場合

不使用保証書の保証不可部分に対しては、任意に文言の追記・修正、削除線を記入することを可とします。  
追記・修正の場合は、変更箇所を明瞭にしてください。

日星グループ技術部門と調整中の製品については「**技術調整中**」と記入してください。

製品製造上不可欠な物質、撤廃予定が無い場合は「**予定なし**」と記入して理由を明示してください。

## 5-5. 化学物質調査の種類

### 5-5-1. 新規材料購入時の化学物質調査

【必要書類】

- ① 5-3項に従います。
- ② 高精度分析データ (当社から指定した部材の場合のみ必要)
- ③ SDS (該当する部材の場合は必要)

### 5-5-2. 定期化学物質調査 (年1回)

【必要書類】 ①定期環境調査依頼書等、依頼時指定様式

### 5-5-3. 不定期の化学物質調査

【必要書類】 ・化学物質に影響する4M変更の場合、事前に下記の書類が必要

- ① 5-3項に従います。
- ② 高精度分析データ (顧客要求分)
- ③ SDS (該当する部材の場合は必要)

## 5-6. 化学物質調査の弊社担当部門

従来品は事業所の調達部門が担当します。

新規品は技術部門または調達部門が担当します。

## 5-7. 調査結果の活用

仕入先様から入手した各種調査資料は、弊社の化学物質管理の客観的証拠として活用させていただきます。  
また、顧客要求の化学物質調査表等を作成するための情報としても使用させていただきます。

## 6. 仕入先様における製品含有化学物質管理のお願い

### 6-1. 製品含有化学物質管理体制の構築

日星電気グリーン調達基準を遵守した製品を納入して頂く為、製品に含有される化学物質を把握・管理・運用する仕組み(CMS: Chemical substance Management System)の構築と維持・改善をお願い致します。

製品含有化学物質管理の実施項目については、CMP コンソーシアム発行の「製品含有化学物質管理ガイドライン第 4.0 版」<http://cmp-consortium.com/docs/guidelines>を参照願います。

### 6-2. 仕入先様が商社の場合

取扱い品目のメーカー様へ日星グリーン調達基準書を伝達するとともに、商社様の責任において遵守をお願い致します。

### 6-3. エビデンス入手について

不使用保証書の回答にあたり、製造元不含有エビデンスを必ずご確認願います。

商社にてご回答頂く場合は、製造元不含有エビデンスを入手し、ご確認願います。

不含有情報等の技術情報は、取引先サプライチェーンに対し、提出資料等のエビデンス・記録を維持管理して頂くよう、ご指導をお願いします。

## 7. 問い合わせ先

各事業所の担当者に問い合わせてください。

部 門	連 絡 先
日星電気株式会社 (NEJ)	電話 : 0538-66-5161
NISSEI ELECTRIC VIETNAM CO., LTD. (NEV)	電話 : 84-28-3896-0239
NISSEI ELECTRIC MYTHO CO., LTD. (NEM)	電話 : 84-273-364-2451
NISSEI ELECTRIC (THAILAND) CO., LTD. (NET)	電話 : 66-44-335-530
NISSEI ELECTRIC HANOI CO., LTD. (NEH)	電話 : 84-24-3955-0045
NISSEI ELECTRIC (H. K.) CO., LTD. (NEHK)	電話 : 852-2317-0283
NISSEI ELECTRIC (SINGAPORE) PTE. LTD. (NESG)	電話 : 65-6231-2680
NISSEI ELECTRIC INDIA PRIVATE LIMITED (NEI)	電話 : 91-96006-57601

## 制改訂履歴

制改訂記号	制改訂の概要	日付	作成	承認
0	新規制定	2006/6/29	小田	伊藤
1	環境管理物質管理規程および環境管理物質環境作業手順書改訂に伴う変更	2006/6/29	小田	伊藤
2	環境管理物質管理規程および環境管理物質環境作業手順書改訂に伴う変更 変更部分は青字または赤字で示しています。	2007/5/10	小田	伊藤
3	ICPデータおよび成分表(SDS)の変更がない場合はその旨を証明する書類の提出で有効期間を1年間延長することとした。	2007/11/23	小田	伊藤
4	3. 用語の定義 ③環境管理物質中の使用禁止物質の説明に ○物質については意図的含有なきことを明記した。 使用禁止物質不使用証明書ファイル一部変更	2007/12/04	小田	伊藤
5	3. 用語の定義 使用禁止物質の定義変更 4.1 環境管理物質の統廃合および新設 4.2 4.1の変更に合わせて変更	2008/01/21	小田	伊藤
6	3. 用語の定義 使用禁止物質の定義変更 4.1 環境管理物質の統廃合および新設 4.2 4.1の変更に合わせて変更 他 誤字脱字訂正 (6.1) 納入禁止時期によるレベル変更(6.2)	2008/3/03	小田	伊藤
7	3. 用語の定義 変更 調査対象物質変更、提出書類変更 要求分析データ変更、担当者変更	2009/03/18	赤井	鈴木
8	調査対象物質変更	2009/11/24	赤井	鈴木
9	日星禁止物質変更。REACH規則のSVHC第2次発表により、調査対象物質変更	2010/04/13	赤井	鈴木
10	日星禁止物質変更。REACH規則のSVHC第4次発表により、調査対象物質変更	2011/04/06	赤井	鈴木
11	日星禁止物質追加。REACH規則のSVHC第6次発表により、調査対象物質変更	2012/01/19	赤井	鈴木
12	REACH規則のSVHC第7次発表により、調査対象物質を追加	2012/06/22	赤井	鈴木
13	前改訂12版の項目7の環境管理物質についての主な対象と納入禁止時期は禁止物質の表中に入れ込み、分析方法のみ、4.2 禁止物質のRoHS6物質 分析方法として項目4に追加した。 REACH規則のSVHC第8次発表により、調査対象物質を追加	2012/12/21	赤井	鈴木
14	禁止物質にREACH 認可対象物質のフタル酸エステルと黄リン・赤リン追加、調査対象物質の整理・改訂 調査対象のREACH規則のSVHCは144物質に追加	2013/08/05	赤井	鈴木
15	禁止物質の赤リンを調査対象物質に変更、 リン酸トリス3物質を禁止物質に追加 調査対象のREACH規則のSVHCは151物質に追加	2013/12/18	赤井	鈴木
16	RoHS6物質の含有閾値見直し	2014/09/04	赤井	鈴木
17	禁止物質・調査対象物質追加 REACH SVHC161物質に追加	2014/12/25	赤井	鈴木
18	表2.1 材料への適用範囲 追加 4. 環境管理物質 禁止物質追加、閾値見直し、背景法令追加、調査対象物質見直し	2015/09/29	赤井	鈴木
19	禁止物質・調査対象物質の用途限定追加 背景法令一部変更 調査対象物質追加	2016/02/20	大谷	鈴木
20	禁止物質の閾値見直し・適用除外追加 調査対象物質にGADSL追加 RoHS分析については該当規格表記に変更 6. にCMSのお願いを追加	2017/03/07	大谷	成原

21	ハンダ中のカドミ許含有量見直し、その他。	2018/02/28	大谷	成原
22	D4, D5の制限対象範囲追加。 GADSLの分類“P”の物質および分類“D/P”のうち禁止の用途・仕向けに該当するものを追加。 化学物質調査の標準様式を当社様式からchemSHERPAに変更。 調査様式に不使用保証書と車載関係を追記。	2019/03/08	中島	成原
23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2-2. 材料の適用範囲⑦の「副資材消耗品・備品」及び「設備治具」の定義を追記。</li> <li>・ トリブチルスズ化合物、トリフェニルスズ化合物を三置換有機スズ化合物に変更し、閾値に意図的使用禁止を追加。</li> <li>・ ビス(トリブチルスズ)=オキシド(TBTO)の閾値を1000ppmから意図的使用禁止に変更。</li> <li>・ パーフルオロオクタン酸(PFOA)及びその塩及びそのエステルのエステルを関連物質に変更。</li> <li>・ PFHxS、その塩及びPFHxS関連物質を禁止物質に追加。</li> <li>・ 過塩素酸塩を削除。</li> <li>・ フタル酸ジブチル(DBP)、フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)(DEHP)、フタル酸ブチルベンジル(BBP)、フタル酸ジイソブチル(DIBP)の閾値を4物質合計で1000ppm未満に変更。</li> </ul>	2020/01/17	中島	渡辺
24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用禁止物質を禁止物質に改め、用語改定。</li> <li>・ 調査対象物質を管理物質に改め、用語および4-1-2項を改定。</li> <li>・ 4-1-3項の包装材を改定。</li> <li>・ 成形品中のPBDE類の合計を500ppm未満に変更（管理値は400ppm）</li> <li>・ デクロランプラスを禁止物質に追加</li> <li>・ 赤燐を調査対象物質から使用禁止物質に変更</li> <li>・ TSCA第6条(h)に基づき2021/1/21付で公布されたPBT 5物質のうちPIP(3:1)とPCTPを追加</li> <li>・ UV-328を禁止物質に追加</li> </ul>	2021/03/17	中島	渡辺
25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3. 用語の定義 ②含有に複数社購買を行っている場合の報告物質の報告方法について記載</li> <li>・ 大分類「ハロゲン系有機化合物」を「塩素・臭素系有機化合物」に変更。</li> <li>・ 20 リン酸トリス(2-クロロエチル)(TCEP)、リン酸トリス(1-メチル-2-クロロエチル)(TCPP)、リン酸トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル)(TDCPP)の対象法令を米国バーモント州法から米国内法に変更</li> <li>・ 23 パーフルオロオクタン酸(PFOA)及びその塩及びその関連物質の対象法令をREACH制限物質からPOPs規則に変更。</li> <li>・ 25 PFHxA、その塩 PFHxA関連物質を追加</li> <li>・ 26 PFCA(C9-C14)を追加</li> <li>・ 27 PFCA(C9-C20)を追加</li> <li>・ 46 ピグメント バイオレット-29を追加</li> <li>・ 4-1-2. 管理物質に赤燐の任意報告も追加</li> </ul>	2022/03/18	中島	渡辺
26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2-1. 適用事業所にNISSEI ELECTRIC(SINGAPORE) PTE. LTD. を追加</li> <li>・ 2-2. 材料の適用範囲⑦に日星グループで廃棄される包装材を追加</li> <li>・ 塩化コバルトの適用用途を乾燥剤インジケータに限定し、背景法令を顧客要求からREACH制限物質に変更</li> <li>・ ビス(トリブチルスズ)=オキシド(TBTO)を意図的使用禁止から含有禁止に変更</li> <li>・ ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)を意図的使用禁止から含有</li> </ul>	2023/03/30	中島	渡辺

	<p>禁止に変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポリ塩化ナフタレンを意図的使用禁止から含有禁止に変更</li> <li>・中鎖型塩化パラフィンを追加</li> <li>・デクロンプラスを意図的使用禁止から含有禁止に変更し、背景法令を顧客要求からPOPs条約に変更</li> <li>・PFHxSの背景法令にPOPs条約を追加</li> <li>・PFHxAを意図的使用禁止から閾値25ppb、1000ppbに変更し、背景法令を顧客要求からREACH規則に変更</li> <li>・PFCAs (C9-C21)にその塩と関連物質を追記し、背景法令を顧客要求からPOPs条約に変更</li> <li>・長鎖ペルフルオロアルキルカルボキシレート(LGPFAC)を追加</li> <li>・2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール(UV-320)を意図的使用禁止から含有禁止に変更</li> <li>・2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール(UV-328)を閾値1000ppmから含有禁止に変更し、背景法令をREACH認可物質からPOPs条約に変更</li> <li>・MOAH、MOSHを追加</li> <li>・4-1-3. 包装の適用範囲を2-2. 材料の適用範囲の②、⑥の包装材に限定</li> <li>・7. 問い合わせ先にNISSEI ELECTRIC (SINGAPORE) PTE. LTD. を追加</li> </ul>			
27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「RoHS10物質」の表記を「指令2011/65/EU (Annex II 改定指令 (EU) 2015/863を含む) で規定される禁止物質」に変更</li> <li>・短鎖塩素化パラフィンの背景法令をPOPs条約からPOPs規則に変更、IEC62474から化審法第一種に変更</li> <li>・中鎖塩素化パラフィンの背景法令からRoHS指令を削除</li> <li>・ヘキサブロモシクロドデカンの背景法令をPOPs条約からEU POPs規則に変更</li> <li>・PFOSの背景法令をPOPs条約からPOPs規則に変更</li> <li>・DBP、DEHP、BBP、DIBPの不純物混入および接触移行リスクの対象範囲から梱包を削除</li> <li>・DBP、DEHP、BBP、DIBPの閾値に米国の包装法における毒性モデル規制の閾値100ppmを追加</li> <li>・PFHxS及びその塩の閾値に意図的使用禁止の条件を追加し、背景法令をPOPs条約から化審法第一種に変更</li> <li>・ホルムアルデヒドの背景法令をドイツ化学品禁止規則からREACH 制限物質に変更</li> <li>・部門名称の変更に伴い、5-6. 化学物質調査の弊社担当部門を資材部門から調達部門へ変更、7. 問い合わせ先電話番号変更。</li> </ul>	2024/03/29	中島	渡辺
28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3.用語の定義にchemSHERPA管理対象物質に加え顧客や法規制動向で管理強化を求められる物質を追記</li> <li>・ポリ臭化ジフェニルエーテルの許容濃度を500ppmから350ppmに、管理値を400ppmから280ppmに変更</li> <li>・ポリ塩化ナフタレン(PCN)の背景法令に化審法第一種を追加、POPs条約をPOPs規則に変更</li> <li>・ペンタクロロフェノール(PCP)又はその塩若しくはエステルを追加</li> <li>・ペンタクロロベンゼンを追加</li> <li>・ペルフルオロ(オクタン-1-スルホニル) =フルオリド(PFOSF)を追加</li> <li>・デクロンプラスの背景法令に化審法第一種を追加、POPs条約から POPs 規則に変更</li> <li>・PFOA とその塩および PFOA 関連物質の閾値に意図的使用禁止の条件を追加、背景法令に化審法第一種を追加</li> <li>・PFHxA の背景法令を REACH 規則から REACH 制限物質に変更し、制限用途を追記</li> <li>・オゾン層破壊物質に代替フロン(HFC)を追加</li> <li>・UV-328 の背景法令に化審法第一種を追加、POPs 条約か</li> </ul>	2025/02/28	中島	渡辺

	<p>ら POPs規則に変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ D6を追加</li> <li>・ ビスフェノールA (BPA) を追加</li> <li>・ 表4-1-1②許容濃度および判断基準の鉛および鉛化合物の閾値に電池 (40ppm) を追加</li> <li>・ 表4-1-1③適用除外項目6 (b)-Iと6 (b)-IIを追加</li> <li>・ デカブロモジフェニルエタン (DBDPE) を特に報告を要する物質に指定</li> <li>・ NEIの電話番号を追加</li> </ul>			
29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2-2. 資材の適用範囲②⑥に保護キャップを追加</li> <li>・表4-1-1①禁止物質一覧表に規制対象(用途)欄を追加し、欄外に記載していた注を移動</li> <li>・ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)を用途ごとに閾値を設定(RoHS対象機器は許容濃度1000ppm、管理濃度800ppm、それ以外の全ての用途は10ppm)</li> <li>・ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)、その塩とペルフルオロ(オクタン-1-スルホニル)フルオリド(PFOSF)を同じ欄に記載。閾値を意図的使用禁止かつ PFOS とその塩は合計25ppb、関連物質合計 1000ppb に変更</li> <li>・ホルムアルデヒドに木材・織物製品以外の用途を設定した。また、木材・織物製品の閾値を 0.1ppm から 0.05ppm に変更し、それ以外の用途の閾値を 0.06ppm とした。</li> <li>・ビスフェノール S を追加。</li> <li>・表 4-1-1③適用除外項目に 6 (a)-I、6 (c)、7 (a)、7 (c)-I、13 (a) を追加</li> <li>・表 4-1-1③適用除外項目の適用除外期限を更新</li> <li>・PFASを包装材用途に限定し特に報告を要する物質に追加</li> <li>・項目5および6のchemSHERPAIに関して団体の名称をJAMPからCMPコンソーシアムに変更</li> <li>・項目6-3に仕入先に対するエビデンス入手のお願いを追記</li> </ul>	2026/3/31	中島	渡辺